

地域	コロンビア
日付	2022年3月31日
法律事務所	Lloreda Camacho & Co.
役職名、氏名	パートナー、Enrique Álvarez アソシエイトディレクター、María Alejandra De Los Ríos Rueda.
連絡先	ealvarez@lloedacamacho.com mdelosrios@lloedacamacho.com https://lloedacamacho.com/en/people/maria-alejandra-de-los-rios-rueda-2/

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
回答: はい。2012年法律 1581号に、プライバシーとデータ保護に関する一般規則が含まれています。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
*回答: 一般論として、2012年法律 1581号は、民間企業または公的機関が扱う個人情報に適用されます。また、公の情報へのアクセスに関する特定の法律(2014年法律 1712号、2014年3月6日制定)があります。本法律は、本法は国レベルの義務対象者には2014年9月6日に、地方公共団体には2015年3月6日に施行されました。同法の法文が、以下の政府・議会公式サイトより閲覧可能です。
http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1712_2014.html#33
<https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=56882>*
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)
*回答: はい。2008年法律 1266号は、個人情報を含む金融・商業情報の取扱いに適用されます。具体的に、この法律は、支払義務の不履行があった場合の(個人または企業から)信用調査機関への報告について規定しています。
他の分野においては、個人情報の取扱いに関する追加の特別法はありませんが、病歴については、個人情報に一定の影響を与える特別な規制があることに注意してください。*

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 2012年法律第1581号。プライバシーおよびデータ保護に関する一般規則。

同法のスペイン語の法文が、以下の政府・議会公式サイトより閲覧可能です。

<https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=49981>

http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1581_2012.html

① 「個人情報」の定義	個人情報とは、データ保護に関する一般的な規則により、1人または多数の個人に関連し、識別され、または特定できるすべての情報と定義されます。
② 法律の適用範囲	個人情報保護に関する一般規則は、公的機関または民間企業(NGOを含む)が行う個人データの取扱いに適用されます。 ただし、同規則は以下の取扱いには適用されません。 - 個人的および家族的な使用 - 国家安全保障・国防、マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止・管理に関するデータベース - 諜報、防諜に関するデータベース - 報道情報 - 国勢調査に関する情報 もともと、これらの除外された取扱いに対しては、常にデータ保護規制の一般原則を適用しなければなりません。
③ 地理的範囲	管理者または処理者の所在地に関係なく、管理者または処理者がコロンビア法の適用されるデータを取り扱う場合、当該取扱いにコロンビア法が適用されます。データ保護当局は、管理者／処理者がコロンビア国外に所在する場合であっても、取り扱われるデータがコロンビアで収集され、コロンビア国民または居住者に帰属する場合には、管理者または処理者が行うあらゆるデータの取扱いにデータ保護規制が適用されると考えています。
④ 制定日	2012年10月17日
⑤ 施行日	2012年10月17日 ただし、企業が同法律に準拠し始めるまでに、最長6ヶ月の移行期間が設けられていました。

名称: 2008年法律第1266号。人身データ及び個人データの取扱い(特に金融、商業、サービス情報)に対する適用法。

同法のスペイン語の法文が、以下の議会公式サイトより閲覧可能です。

http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1266_2008.html

① 「個人情報」の定義	1人または多数の特定または識別される個人(自然人または団体)に関連する情報、または自然人または団体に関連づけ連結することができる情報。
② 法律の適用範囲	本法は、公的機関または私的機関(NGOを含む)が管理

	するデータベース内に登録されたすべてのデータに適用されます。
③ 地理的範囲	自然人または法人がコロンビア国内で行う取扱いに適用されます。本法は、信用調査機関の情報の取り扱いと密接な関係があります。
④ 制定日	2008年12月31日
⑤ 施行日	2008年12月31日

2008年法律1266号は、2021年法律2157号(2021年10月29日制定・施行)により修正され、特に説明責任の原則および2012年法律1581号に含まれるプライバシーおよびデータ保護規則の観点を加味した他の要求事項が含まれるようになりました。

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

コロンビアの規制は、個人データを処理する法的根拠が常に同意であるとみなしていることに注意してください。同意は、書面、口頭、またはデータ対象者の明白な行為によって得ることができますが、いずれの場合も、同意は、対象者または当局による将来の調査、アクセスまたはレビューを可能とするものでなければなりません。なお、同意取得の例外として、公の情報に言及する場合、公的機関が情報を必要とする場合、医療・衛生上の緊急事態の場合などがあります。

コロンビアでは、法律上、正当な利益や契約の履行といった側面を情報の取扱いの法的根拠として具体的に認めていません。

また、強調すべきこととして、最近(2022年2月)、政府は、拘束力のある企業規則の適用に関する規則を発表しました。同規則の下では、対応する拘束力のある企業規則が現地の要件に適合し、現地当局によって受け入れられた場合、同じ企業グループの企業間でデータの国際的な転送が可能となります。

III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

一般論として、OECD のプライバシー原則は、コロンビアでは、データ保護規制の適用を担当する地方当局である産業・商業総局によって認識されていることに留意してください。これらの原則のほとんどはプライバシーとデータ保護に関する一般規則に盛り込まれていますが、以下で述べるとおり、すべての原則が法律の特定の点において考慮されていることに留意が必要です。

- (a) 収集制限の原則: 2012 年法律第 1581 号の第 4 条 a は、収集制限に関連する合法性の原則に言及しています。
 - (b) データ内容の原則: 2012 年法律第 1581 号第 4 条 d は、この原則に具体的に言及しています。
 - (c) 目的明確化の原則: データ収集は特定の目的に基づかなければならないため、2012 年法律第 1581 号の第 4 条 b にこの原則が含まれています。
 - (d) 利用制限の原則: 一般論として、コロンビアの規則では、情報は対象者が特に許可した目的にのみ利用されるべきであり、また利用できることから、この原則を考慮しています。
 - (e) 安全保護の原則: 2012 年法律第 1581 号の 4.g 条は、この原則に特に言及しています。
 - (f) 公開の原則: 2012 年法律第 1581 号の 4.e 条は、この原則をコロンビアの法律に取り込んだものです。
 - (g) 個人参加の原則: この原則は、関連条文で具体的に考慮されていませんが、データ主体が個人参加の原則によって考慮される権利を有しているため、適用可能であることに留意してください。
 - (h) 責任の原則: 責任の原則は、プライバシーに関する一般規則の規制令の 1 つ (2013 年政令 1377 号 (2015 年政令 1074 号の第 2 条 2 項 25.6.1 以下に含まれる)) によって承認されている。また、SIC はこの原則を承認し、その適用と実施に関する具体的なガイドラインを発行しています。
- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

OECD のプライバシー原則の適用が特に除外されている部門はありません。

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則

- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

政府による包括的なアクセスを可能にする制度はありません。政府および公的機関は、特定の状況においてデータ主体の情報にアクセスすることができますが、常にデータ保護規制の原則を一般論として適用しています。先に述べたように、公的機関が扱う公の情報へのアクセスに関する具体的な法律があります。

一般論として、政府および公的機関は、特定の裁判所命令または法的令状がある場合、または公的登録に言及する場合に限り、民間部門によって取り扱われるデータにアクセスすることができます。

データのローカライズの要件については、コロンビアではデータのローカライズに関する特定の義務はないため、そのための要件が満たされれば、個人データをコロンビア国外に移転することが可能です。一般的に、規制の中でデータ転送 (transfer) とデータ伝送 (transmission) が区別されています。データ転送は、管理者や処理者が情報の管理者として機能する第三者に情報を送信する場合に起こるのに対し、データ伝送は、具体的に、処理者が管理者に代わってデータを取り扱うことを指します。国際的なデータ転送については、EU 域内の国、EU が情報取扱いに適切な国として認めた国、米国、日本などへの転送が認められています。国際的なデータ伝送は、同意がない場合であっても、当事者が現地の要件に準拠したデータ伝送契約を締結すれば、実行することが

できます。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

はい。産業商工総局(SIC)およびプライバシー・データ保護副総局長です。

<https://www.sic.gov.co/tema/proteccion-de-datos-personales>